不動産売却に関するご相談は、株式会社 House Concierge ― ハウスコンシェルジュ ― にお任せください！

家を相続、贈与されてお困りの事はありませんか？
当社ではお客様に合わせて様々な事に対応しております♪

名義変更
不動産の名義変更はどうするの？
預貯金の名義変更って必要なの？

不動産売却
資産が不動産しかない
現金で分け合える？

遺産分割
揉めないように分割できる？
どうやって分割するの？

生前分与
どうすればいい？

相続税
どれくらいかかるの？
節税するポイントは？

相続した不動産を売却する基本的な流れ

STEP 01 遺産分割協議をする
相続人の間で遺産の分け方を決める

STEP 02 相続登記をする
相続財産の名義を変更する

STEP 03 相続不動産の売却をする
不動産会社に依頼するなどして不動産を売る

STEP 04 現金を分割する
不動産を売却して得たお金を相続人で分割する

その他にも、不動産に関することで何かお困りの事
お悩みの事がございましたら、何でもお気軽にご相談ください！
ご相談も不動産の査定も無料で対応させて頂きます！

千葉県知事（1）第１７９１４号

〒264-0024
千葉県千葉市若葉区高品町1589-11
TEL：043-497-2977
FAX：043-497-2978
E-mail：kiuchi@house-con.co.jp

株式会社 House Concierge ― ハウスコンシェルジュ ―